

## **佐賀県告示第 257 号**

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の制限（令和 5 年佐賀県告示第 247 号）を次のとおり変更する。

令和 5 年 12 月 9 日

佐賀県知事 山口 祥義

### **移動を制限する家畜の種類等**

#### **1 移動を制限する家畜の種類**

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

#### **2 移動を制限する物品**

病原体を広げるおそれのある物品

#### **3 移動を制限する区域**

別図のうち、円周アで囲まれた区域（移動を制限する区域の範囲を示す詳細図を佐賀県農林水産部畜産課及び各総合庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

#### **4 移動を制限する期間**

令和 5 年 12 月 9 日から当分の間

別図 家畜及び物品の移動等を制限する区域

